

第2期和光市子ども・子育て支援事業計画 重点事業の進捗状況

資料 2

基本方針	事業名	事業概要	進捗状況
基本方針 I	利用者支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。(母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。)	子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点と連携をしながら必要なサービス調整等を行った。 子ども家庭総合支援拠点として、リスクの高い子育て家庭や妊婦については、子育て世代包括支援センターや母子保健所管と連携し、必要な支援を行っている。あわせて、児童の安全確保等を要する世帯・児童については児童相談所とも連携し必要な介入を行っている。 【ネウボラ課・子ども家庭支援課】
	地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流も支援する。	継続実施。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、事業内容を見直して実施した。 各拠点で、地域で活動する人や団体などと一緒に一部の事業を行った。 【ネウボラ課】
	子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども・子育てに関する相談・支援・調整及び要保護児童・要支援児童等について一元的に対応する子ども家庭総合支援拠点と、妊娠から切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターが、支援・配慮を要する児童及びその世帯について必要な情報を共有し、連携した対応を行う。	子ども家庭支援課に子ども家庭総合支援拠点機能を置き、子ども家庭支援員1名、虐待対応専門員2名を専門職として配置するほか、拠点職員として保健師を1名配置し、より専門性を高め支援を実施している。 虐待対応については、児童虐待として通報を受理した件数が117件となっている。新型コロナウイルス感染拡大期(令和2年～3年度は通報件数が150件を超えていたため、当該時期と比較すると通報件数としては減少傾向にあるが、依然としてコロナウイルス拡大前の水準(概ね90件～100件程度)には戻っていない。 上記対応等に係る子育て世代包括支援センターとの連携について

	続き	続き	ては下記のとおり、情報共有及び支援方針協議の場を設けている。 要保護児童対策地域協議会実務者会議 4回 同協議会個別支援会議 案件が生じる都度開催 ハイリスク妊婦会議(ネウボラ課主催)への出席 12回 定期的開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議、ハイリスク会議で連携を行った。 10月組織改正において、子ども家庭総合支援拠点の主管課である子ども家庭支援課と子育て世代包括支援センターの主管課であるネウボラ課が同一部内となったことで、より連携しやすい体制となった。 【子ども家庭支援課・ネウボラ課】
基本方針 Ⅱ	保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、さらには在園児以外の子ども・家庭に対する新たな事業の検討などを行う。	保育センターとも情報共有を行いながら、市内保育施設への指導検査を実施し、保育の質の向上につながるよう図った。 市内を北・中央・南の3地区に分け、地区ごとに配置されている保育士支援アドバイザーが各保育施設を訪問し、保育内容の把握を行うとともに、必要に応じて助言を行った。また、定期的にエリア別連絡会を開催し、施設間の情報共有の機会を設けた。保育の専門性を高めるための研修については、16回開催し、延べ603人の保育従事者が参加をした。その他、保育施設を対象とした障害児保育実施支援のための巡回相談事業については23施設を対象に計44回実施した。在園児以外の子ども・家庭に対する事業としては、保育施設紹介事業を行い、53世帯の参加があった。 【保育施設課・保育サポート課】

基本方針 Ⅲ	一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進	新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、既存施設と一体型施設による学童クラブとわこうっこクラブとの一体的な事業展開を図る。	一体型放課後対策事業として、小学校全9校において学童クラブ、わこうっこクラブの運営を同一事業者が指定管理者制度を用いて展開している。 また、待機児童対策の一環として、17時までわこうっこクラブで過ごし、17時以降は学童クラブにて、最長19時まで預かる自主事業を行っている。 令和3年度から全小学校区に導入した指定管理者制度により、学童クラブと同一事業者による一体型や一体的な運営を引き続き実施することができ、また、様々なイベント等で児童の交流が図れている。 【保育施設課・生涯学習課】
基本方針 Ⅳ	広沢複合施設の整備及び運営	長期休館となっている和光市総合児童センタープール棟及び老朽化が進んでいる総合児童センター本館棟の建て替えに伴い、隣接する国有地を合わせて活用し、総合児童センター、認定子ども園、学童クラブ、市民プール、児童発達支援センター及び保健センターの機能を備えた複合施設として広沢地区の新たな拠点を整備する。	市及び運営事業者による運営協議会を月1回開催し、総合調整や情報共有を行った。さらに、広沢地区の効果的な事業運営を推進する協議会を月1回開催し、同地区におけるエリアマネジメントの推進を図った。 また、PFI事業者が運営する業務について、具体的な改善等に係るモニタリングや市民参加の促進を目的とした部会を活動テーマごとに設置し、個別の運営モニタリングを行った。 名称：和光市総合児童センター 児童センターの利用時間：9:00-21:00（児童は夕焼けチャイムまで） 休館日：第2・4木曜日 令和5年度開館日数：336日 令和5年度利用者数：204,892人（前年差：+27,996人） 部会実施日：・令和6年3月28日

	続き	続き より良い施設運営のため、和光市民（小さいお子さんを持つ保護者などを含む）と指定管理者、スポーツ青少年課で、市民プールについての意見交換（和光市民プール部会）を行った。 また、市民プールの指定管理者と定例会、モニタリングなどのほか、随時、協議を行った。 こどもが参加できるイベント、こども向けのイベントの実施、乳幼児がおむつでプールの利用ができる時間の設定など、よりこどもが利用しやすい施設となるよう調整を行った。 「健康フェア」の児童向けイベントを総合児童センターと共同で実施した。 わびあ南エリア共有通路の維持管理に係る協定を関係者4者で締結した。 児童発達支援センターについて、利用者へ安心・安全なサービスが提供されるよう集団指導等を実施し、施設の適正な運営の確保に務めた。 【資産戦略課・保育施設課・スポーツ青少年課・健康支援課・障害福祉課】
--	-----------	---